

**社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業
公募型プロポーザル募集要領**

令和4年7月4日

1 事業について

- (1) 事業名
社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業
- (2) 業務概要
福島県内の社会福祉施設等に対し新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットを配付し、施設や事業者による自主検査を促進し、新規陽性者を早期に把握する体制を整備することで、施設内のクラスター防止の強化を図る。
- (3) 業務内容
別紙「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業 業務委託提案仕様書」（以下、提案仕様書という。）のとおり。
なお、委託業務の実施に際して、業務委託予定者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、福島県（以下「県」という。）と業務委託予定者で協議の上、決定する。
- (4) 業務委託期間
委託契約締結日から令和5年3月28日まで
- (5) 委託料の上限額
489,215,826円（消費税及び地方消費税込み）

2 業務委託予定者の選定について

- (1) 選定方式
公募型プロポーザル
- (2) 審査方法
業務委託予定者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。審査は、企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査委員会のヒアリング等によりこれを総合的に評価し、最も評価が高い事業者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定します。

3 スケジュール

質問書の提出期限	令和4年7月 6日（水）17時
質問に対する回答	令和4年7月 8日（金）
参加表明書の提出期限	令和4年7月12日（火）17時
企画提案書の提出期限	令和4年7月15日（金）17時
プレゼンテーション審査日	令和4年7月20日（水）
審査結果の通知	令和4年7月22日（金）以降
仕様書協議・契約締結	令和4年7月下旬

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

また、業務実施にあたり連携する事業者がある場合、連携する事業者もケを除いて同様の条件を全て満たすことが必要となります。

- ア 本事業の目的に沿った業務が確実に履行できる法人又は団体であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県から競争入札への参加資格制限等を受けていないこと。
- エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- キ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。
- ケ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条に定める医薬品卸売販売業の許可を受けていること。
- コ 法人の本社、支社または営業所等が県内に設置されていること。

5 本募集要領等の入手方法

本募集要領及び参加表明書等の様式については、県保健福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、高齢福祉課での窓口又は郵送等での配付は行いません。

また、本プロポーザルは説明会を実施しないため、本募集要領や提案仕様書を十分確認の上、参加してください。

6 質問の受付と回答

- (1) 提出書類
質問書（第1号様式）
質問がある場合のみ提出してください。
- (2) 提出期限
令和4年7月6日（水）17時 必着
- (3) 提出方法
電子メールにより提出してください。
電子メールの件名は「【質問】社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止業務委託」としてください。
電子メールの送信後、送信した旨を電話にてお知らせください。
電話による質問の受付は行いません。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、高齢福祉課のホームページにて公表します。
- (5) 回答日
令和4年7月8日（金）

7 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（第2号様式）
 - イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第3号様式）
 - ウ 定款又は寄付行為の写し
 - エ 直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）
 - オ 法人登記簿の写し（申請受付日の3か月以内のもの。）
 - カ 医薬品販売業許可証（卸売販売業）の写し
- (2) 提出期限
令和4年7月12日（火）17時 必着
- (3) 提出方法
電子メールにより提出してください。
電子メールの送信後、送信した旨を電話にてお知らせください。
- (4) その他
 - ア 参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。
 - イ 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - ウ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出願います。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（任意様式）
 - イ 団体等概要（第4号様式）
 - ウ 業務実施体制書（第5号様式）
 - エ 担当者経歴書（第6号様式）
 - オ 参考見積書（任意様式 A4判）
一式表示を避け、積算内訳が分かるように作成してください。
 - カ 選定した製品のカタログ写し（A4判）
- (2) 提出部数
11部（正本1部、副本10部）
- (3) 提出期限
令和4年7月15日（金）17時 必着
- (4) 提出方法
持参又は郵送してください。持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時までとします。
なお、ア 企画提案書については、電子メールによりPDFデータも提出してください。
- (5) その他
業務実施にあたり連携する事業者がある場合、（1）イ～エの書類については、連携する事業者分も合わせて作成、提出してください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格または無効
本募集要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接的に求めた場合、その参加者を失格とします。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び作成上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
 - オ 委託料の上限額を超過しているもの
- (2) 複数提案の禁止
プロポーザルの参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 費用負担
プロポーザルの参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。
- (4) その他
 - ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
 - イ 提出された企画提案書等は返却しません。
 - ウ 指定する期限や方法による提出がなかった場合及び本募集要領に定める事項に反する提出があった場合には、その企画提案は無効とします。
 - エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となり、請求を受けた場合は、不開示情報を除き原則公開されることとなります。

10 審査の実施

- (1) 審査委員会の開催日時
令和4年7月20日（水）開始時刻は別途通知
- (2) 審査委員会の開催場所
別途通知する福島市内の会場
- (3) 審査基準及び配点
別記のとおり
- (4) 業務委託予定者の選定方法
 - ア 各審査委員の得点を合算した後、企画提案者ごとに総得点を算出し、総得点が最も上位の者を業務委託予定者とします。
 - イ 企画提案者が1者の場合、総得点率が6割以上であることを業務委託予定者選定の条件とします。
 - ウ 上位2者が同点となった場合、参考見積額の低い企画提案者を業務委託予定者として選定します。
- (5) プレゼンテーションにおける留意事項
 - ア 出席者は提案者1者につき4名以内とします。
 - イ プレゼンテーションは、企画提案書を補完する説明を行うこととし、資料の差し替えや新たな資料の配付は認めません。
 - ウ 説明は10分、質疑は10分、計20分の予定です。それぞれ終了1分前にベルを鳴らしますので、時間内に終了してください。

エ 事前に提出した企画提案書に明示してある場合、説明時間内において持込PCによる動画の再生を認めます。ただし、オンラインによる遠隔地からのプレゼンテーション参加は認めません。

オ 感染状況により完全オンラインの開催となる場合があります。

1 1 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案の採用・不採用に関わらず、書面により通知します。

結果通知は、令和4年7月22日（金）以降を予定しています。

なお、審査結果に対する異議申し立てや質問等は受け付けません。

また、審査結果を通知した日の翌日以降、業務委託予定者の名称を高齢福祉課ホームページに公表します。

1 2 契約の締結等

本業務に関して最も優れた提案を行った者と、下記のとおり業務委託契約の締結交渉を行います。

(1) 委託契約の手続き

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、業務委託予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、委託契約候補者として決定し、委託契約を締結するものとします。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

(2) 業務仕様書の協議

委託契約にかかる業務仕様書は、業務委託予定者の提案内容を基本とし、県と業務委託予定者との協議により内容を決定します。

(3) 契約金額の決定

(2)の協議結果により業務仕様書を決定し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積額は1(5)委託料の上限額を超えないものとします。

(4) 委託料の支払い

委託業務完了後を原則としますが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前金払できることとします。

(5) その他

ア この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結に至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合、審査結果における次点者と契約の締結交渉を行います。

イ 契約後、確定した業務仕様書に基づく業務の履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となります。

ウ 当事業は地方創生臨時交付金を活用し、令和4年6月補正予算で実施を予定していることから、契約締結は議会での予算承認を受けた後に行います。そのため、当該交付金が交付されない場合や議会で承認されない場合は、業務内容の見直しや契約手続きの中止を行うことがあります。

13 問合せ及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）

福島県保健福祉部高齢福祉課（担当：副課長 鈴木）

電話 024-521-7744

メール koureizaitaku@pref.fukushima.lg.jp

別記 10（3）関係 審査基準及び配点

審査項目	評価の視点	配点	
業務遂行能力			
【20点】	業務体制	県内の拠点において業務を実施する上で十分な体制であるか。	5
	スケジュール	全体の計画が業務を円滑に実施できるものであるか。	5
	遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 本業務と類似業務の受注実績や特筆すべき業務成果があるか。 本事業終了後において、自主的に検査キットを調達しようとする施設等に対し、継続的に供給できる体制にあるか。 	10
企画提案内容			
【80点】	企画提案 ①選定調達	<ul style="list-style-type: none"> 検査キットの最終判定までのスピードが早いか。 検査方法が分かりやすいものか、かつ分かりやすく説明されているか。 検査キットの有効期間が10か月以上残っているか。 定められた期間内での確実な調達が可能か。 自主回収等のトラブルに適切に対応できるか。 	40
	企画提案 ②配送	<ul style="list-style-type: none"> 契約締結後、可能な限り速やかに配送を開始し、かつ速やかに配送完了する計画となっているか。 適切な梱包方法をとっているか。 	30
	企画提案 ③独自提案	独自提案は、事業効果を高める内容となっているか。	5
	業務経費	業務経費は適正か。	5